

議 会 運 営 委 員 会

平成24年7月30日（月）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（小久保重孝） それでは、ただいまより議会運営委員会を開きます。

本日は大変暑い日になっております。節電でエアコンもとめておりますので、どうぞ上着のほうは脱いでお臨みください。

出席委員でございますが、本日原見委員から欠席ということの中で、会派から代表者として大光議員に出席をいただいております。出席委員は7名であります。

それでは、直ちに審議のほうに移りたいと思います。まず、第1、第3回伊達市議会臨時会の運営について、提出議案等の説明を求めます。

○副市長（疋田 洋） それでは、議案第1号 財産の取得についてご説明いたします。本案件は、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、予定価格が2,000万以上の不動産の取得に係る契約の締結について議会の議決を求めるものであります。今回取得する不動産は、東日本大震災農業生産対策交付金事業を活用しまして東関内町に整備する農地利用集積円滑化事業用地4筆、計3万5,481平方メートルの用地購入で、7月25日付で仮契約を締結したところであります。

次に、議案第2号 平成24年度伊達市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、予算総額から6,810万円を減額し、174億4,084万6,000円とし、款項の区分の金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、農地利用促進集積円滑化事業の変更でございます。次に、債務負担行為の補正は、東日本大震災被災者支援事業費の追加でございます。

次に、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。これは、地方自治法の規定により、さきに議決をいただいております市長の専決処分事項の指定に基づきまして損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について専決処分を行いましたことから報告するものであります。専決処分の内容についてであります。4月25日に市道元町4号線において、車で知人宅敷地に入ろうとした市民が車道の雨水升が高くなっていることに気づかず車の下部を雨水升に打ちつけ、破損したものであります。この損害につきましては、その損害賠償額を8万2,097円とし、合意を得ましたので、本年7月20日に専決処分をいたしたものであります。

以上で提案説明を終わります。なお、その他メガソーラー事業1案件の行政報告がございます。

また、第3回定例会に提出予定の平成23年度各会計決算書等の審査につきましては、理事者等の日程の都合により9月の26日から28日の日程で審査をお願いいただければと存じます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小久保重孝） ただいまの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

○委員（滝谷 昇） 決算委員会の日程変更、要は執行側のほうの都合からということの説明でし

たけれども、基本的に日程変更というのはやっぱりそれらしき事情を勘案しなければならぬことなので、その事情というのはどういう事情かお聞かせください。

○副市長（疋田 洋） 実は、市長が今農業政策の関係につきまして6次産業化といいますか、いわゆる伊達の野菜あるいは漁業も含めて、いろんな人たちの知恵を实はかりようということで東京に行ってある人とお会いをしてきたようでございます。その中で、コカ・コーラの執行役員を経験して、その前には味の素の執行役員も経験をして、いわゆる食品加工のノウハウを相当詳しく知っているという方で、その方もそれでは伊達で何とかご協力をしたいと、伊達の考え方にご協力したいということで現地を見させてくださいと。その中では農作物ですとか、あるいは水産物がどんなものとなるのかというようなものも含めて見せてくださいというお話の中で、その先生の日程が10月の1日から4日までとれますということになって、ちょっとそれ以外はことしは難しいですという話だったものですから、何とか議会の決算委員会の日程が入っていたのですけれども、ある意味では地元の活性化に知恵をかしていただくということの中で、議会側にもある意味で英断をお願いをして許しをこうむって、何とか伊達に入っていたいただきたいなということで今回提案をお願いをしたという次第でございます。

○委員長（小久保重孝） よろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、説明者、説明員は退席をお願いします。

それでは、議案の取り扱い案から監査報告まで、事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） （2）の議案の取り扱い案であります。最初に書類番号1をお開き願いたいと思います。市長提出の議案2案件と報告1案件、行政報告1案件の計4案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件であります。議案2案件は過半数、報告1案件及び行政報告1案件は受理ということになります。次に、付託予定委員会ですが、臨時会でありますので、付託を省略したいと考えております。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、可であります。

（3）の会議録署名議員の指名であります。今臨時会の会議録署名議員は、輪番制によりまして2番、辻浦議員、11番、阿部議員にお願いしたいと思っております。

（4）の会期日程案であります。臨時会でありますので、1日としてはどうかと考えております。

（5）の監査報告であります。監査委員より記載のとおり例月出納検査結果報告書の提出があり、受理しておりますことから、今臨時会で議長から報告するものであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） ただいま（2）から（5）まで説明がありましたが、これに対する質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、引き続き大きな2点目の第3回伊達市議会定例会会期日程案中の決算審査特別委員会

開催予定日の見直しについて説明をいたします。事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） （1）の一般会計・特別会計決算審査特別委員会開催予定日の見直しについてであります。書類番号2をお開き願いたいと思います。決算審査特別委員会の開催予定日については、6月8日開催の議会運営委員会において10月1日から3日と決定しておりましたが、理事者に急遽予定が入り、変更の申し入れがありましたことから、10月4日の北海道市議会議長会道南支部議員研修会の開催、10月5日から12日までレイクカウチン町訪問、17日の北海道市長会の開催、20日からの中国漳州市訪問等の予定を勘案いたしますと10月の開催は難しいと思われるので、前倒しとなります9月26日から28日までの3日間をお願いしたいと思っております。

○委員長（小久保重孝） 先ほど副市長からも説明がございました。さらに、10月の予定も今ご説明をしたとおりでございます。そういう中で、消去法で9月26日から28日ということになるということですが、これについてよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、一般会計、特別会計の決算審査特別委員会の開催日程は9月26日から28日ということで変更いたします。

続きまして、今度は第2、議長諮問についてに移らせていただきます。議長諮問につきましては、資料1というのが皆様の書類番号2番の裏につけさせていただいておまして、事務局のほうで前回の各会派の意向について整理をしていただきました。これをもとに今日は皆さんから改めて、各会派で保留になっているところもございましたし、もう少し議論をしたいというお話もございましたので、その結果をこの場で表明をしていただくということと、もしお時間が許せばその議論も賛成される方または反対をされる方の議論をもうちょっと進めていきたいと考えております。

なお、(6)と(7)につきましては前回皆さんから表明をしていただいたとおりで大体意思は一緒だということで、これについてはここできょう議論することはございません。特に広聴活動のあり方については、広報委員会を開いていただいた中で議論をしていただくということでございます。広報特別委員会については、1、3はマルと、2についての常任委員会化というのはバツだということで皆さん一致がございましたので、この方向で6番、7番についてはきょうは議論はいたしません。そして、1から5について議論をする前に前回たしか副議長の一般質問の自粛の削除に関して事務局で調べるようにということになっておりましたので、事務局からまず冒頭説明をさせていただきます。

○総務議事係長（高橋正人） 大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。前回の議論の中で、議長に事故があったときの副議長の議事について実際はどのようなのかというご質問がございました。それで、全国市議会議長会事務局の法制担当のほうに確認をいたしましたところ、方法論ということでございますけれども、議長に事故があり、議長の職務を行っている副議長が一般質問のため議長席へ復する場合の取り扱いということで、仮議長の選任を議長に委任する件という議事日程を新たに追加いたしまして、そこで承認されましたら議長である副議長が選任した議員が議長の職務を行うことになるということでございまして、この場合の根

抛法令につきましては地方自治法第106条第3項、議会は仮議長の選任を議長に委任することができるという条項でもって方法論としては可能でありますということでございます。それで、仮議長を選挙で行うといった場合につきましては、その選挙を行う際の臨時議長ということで年長議員の方が臨時議長になるということで、その辺私がちょっと混同をしてございましたので、おわびをいたしたいと思います。よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（小久保重孝） 前回ちょっとはつきりしなかった点は、今議事係長から説明をしたとおりであります。この3番目の副議長の一般質問の自粛の削除に関しましては、これは各自治体議会の確認もいろいろととっていただいたようではありますが、積極的に考えるか消極的に考えるかでいろいろと答えは違ってくるというお話もございました。ただ、これは今回の議長諮問で出された部分については皆さんもご理解をされていると思いますが、副議長が質問をしたいというときに先例でできないということ、それを削除するもので、削除したからやらなければいけないということではございませんので、どうぞその辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

それでは、1番から順に確認をさせていただきながら議論をそれぞれしていただく。きょう結論まで至るというふうには考えておりませんので、まず各会派の意向、そしてそれに対するほかの会派からのそれこそ意見というものを聞きたいというふうに思っております。

1番目は、予・決算審査の事前通告制に関してでした。新政クラブさん、そして市民21については導入賛成ということで進めてきております。市民クラブさんは現状のままということでございました。また、公明党さんも現状のままということでございました。まず、市民クラブさんからその後会派の意見といたしますか、どのようになったのかお聞かせをいただきたいと思います。

○委員（阿部正明） まず、予算・決算審査事前通告に関しましては前回も述べさせていただきましたように、今回もいろんな議論の中で前回もお話ししましたが、議員の発言を制約するものでないというところの1点に絞られてきて現状のままということになっております。中身について細かく言ったほうがいいのですかね。

○委員長（小久保重孝） そうですね、中身まできょうはちょっと細かく。というのは、例えば市民21からは制約することはしないと。要するに当日の質疑というものは可という中で事前通告もありと。要する両方ありという意見が出されているのです。今のお話ですと一方だけのお話に対してだめだということなので、ちょっとその答えが十分ではないというふうに思うのですが、その辺のちょっと幾つかの意見、もし具体的に教えていただけたらと思いますが。

○委員（阿部正明） 前回とダブるかもしれませんが、議論の中では前回も述べましたように通告制にすると決まったやりとりの中で、ただ行政がやりやすくなるだけで緊迫感がどうしても欠けてしまうという意見もございました。また、この緊迫感が過去5年の中で感じられず、どうしても行政側にうまく丸め込まれて、さらに通告制にすると行政側が有利過ぎるのではないかという意見、また通告制にしないで事前に質問の内容を行政側は調べるだけで本会議のときに調べた以上に回答していただけるので、別に通告制にする必要はないと。また、通告制にした場合、一般の質問のように質問が同じか似たような質問かを調整するのか、そういう議論もございます。その都度議員にまとめ、調整、提出と負担がかかるのではないかと。今の意見は、今やっている一般質問

と中身が同じではないのかと、進め方によって。そういった中で、議員の発言を制約するものでないというところに一致したわけでございます。また、通告制にした場合にもそのメリットというか、そういうお話も出ましたけれども、全員一致の中で現状のままということになりました。

以上です。

○委員長（小久保重孝） それでは、また後ほどお聞きをすることにして、公明党さんのほうからはいかがでしょう。

○大光 巖君 現状のままでいいと思います。

○委員長（小久保重孝） 今回はその理由、だめな理由、現状のままでいる必要の理由、そのこともお話をいただくことになっていましたが、いかがですか。

○大光 巖君 今述べられたように、やはり緊張感がなくなるということ、また形骸化してくるのではないかという思いもあります。思いつき発言というのもありますから、これは一概に否定できない部分もありますけれども、やっぱり総体的に考えたときには現状のままで私はいいというふうに思っています。それが理由です。

○委員長（小久保重孝） それでは、今公明党さんと市民クラブさんから会派の意向ということでお話が出ましたが、新政クラブさん、そして市民21からこれに対する反論といいますか意見、またそれぞれ質問もどういふ点がわからないかとか、もしあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員（小泉勇一） 新政クラブは、以前から事前通告制をもう何年も前から主張をしてきている会派ですけれども、これは私どもの会派で行政視察に行った折も十分勉強もしてきて事前通告制にするべきだということを主張してきたのです。ということは、やはり事前通告制にすることによって答えるほうもより深く答えてもらえるし、それから質問するほうも思いつきではだめですから、きちっと勉強をしてから質問をすると思うのです。そういう双方のメリットがあるということで、これは自信を持って事前通告にするべきだというのが我が会派の以前からの主張でございます。

○委員長（小久保重孝） 両会派に対して何かその反論はございますか。

○委員（小泉勇一） これは、それぞれ考え方の問題ですから、私どもがこうだからといって、それにしゃにむに従えというわけにもいかないし、極端なことを言うと一長一短はこれどんなことでもあると思うのです。やっぱり現状維持の方は、それなりの審議上危惧される部分を持って言われているのだと思います。私どもは、勉強してきた議会の中でも最後に総括質疑ということで、今まで出されなかった部分は最後に、そのかわりそれは一番最後にやるのだというルールをつくってやっていたようですから、もしこれが導入するということになったにしても皆さんの発言は担保してやらなければだめだと、そういうことは十分考えておまして、それは運用の問題ですけれども、例えば一問一答も我が会派が一番先に主張してようやく今実現できたのですけれども、最初というのはやはり取っつきづらいというか、不安要素というのはたくさんあると思うのです。なれてきたら、やっぱり一問一答がいいということになるのですけれども、それと同じだと思うのです。これもやっぱりやってみれば事前通告制のほうがいいなということになるかもしれませんけれども、やる前はやっぱりそういう不安があるのは、これは仕方のないことと言ったらおかしいのですけれど

も、それぞれの考え方の問題ですから、私どもの会派は賛成だからといってしゃにむにどうこうすれとかなんとかという話にはなかなかこなないかと、そんなふうに思います。

○委員長（小久保重孝） 誤解があったら謝りますが、反論というよりも各説明者から今説明がございましたが、どうも聞いていることと足りないことがあるのではないかとということや、また各会派で主張していることとどう違うのか、どう合わせられないのかという点で、反論と言ったら失礼かもしれませんが、そういった点でもし質問があればそれぞれでしていただくということで考えておりますので、どちらかの意見に合わせるということでは、合わせろということをや強要するためにやっているわけではございませんので、きょうもそんなに時間ございませんから、まず各会派でそれぞれ意見を表明していただく中で、次に向けてどんな結論の仕方を見出していかかということになるかなと思っております。それでは、あと市民21さんはいいですか、何か言い足りないことがあれば。

○委員（国本一夫） 今のお話をいろいろ聞いて両論併記、両方わかるなというような気もしなくはないのです。ただ、私たちの会派も事前通告制を用いてやるということはスキルの向上につながるのかなという話し合いがありますので、そこら辺も参考にさせていただいて考えていただければなと。ただ、我々も無理して一方にするという考え方は今のところはありませんので、我々の会派としてはスキル向上のために事前通告制がいいと、そういう意見でまとめていただきたいと思います。

○委員長（小久保重孝） 今はスキル向上のために導入すべきではないかという意見がありました。ほかにもし、会派の代表ということでもなくてもいいのですが、もしご発言これに関してあればあわせてお願いをしたいと思いますのですが、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） 特になければ、これについては今お聞きをした内容でまた継続ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは次に、2点目の予・決算審査特委の常任委員会化についてであります。これも新政クラブさん、そして市民21については導入すべきということで一致をしております。市民クラブさんは保留、公明党さんはバツということで現状のままということでございました。改めて市民クラブさんは保留ということでございましたので、会派内での意見の集約というのはどうなったのかお聞かせをいただきたいと思いますが。

○委員（阿部正明） 2点目の予算・決算審査特別委員会の常任委員会化についてでございますけれども、これも先ほど言ったのと同じで前回までは保留でありました。今回議論を練りに練りまして話し合いまして、どうしても常任委員会化してしまうといろんなものが考えられる次第であります。1点目は、常任委員会化するのであれば視察的なものも考えられるのかと、そういったあとは人材的な問題はないのかと、いろいろ議論をさせていただきました。その中で、前回は述べさせていただきましたけれども、常任委員会化することによってのメリット、そこを重点にお話しさせていただき考えさせていただいた中で、議会と議員にプラスになるのであれば取り入れてもよいのではないかと方向に進みました。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 結論はマルでよろしいのでしょうか。

○委員（阿部正明） マルというほうがいいのか。

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。いろいろご意見はあったようですが、その中でマルの方向で議論したいということで受けとめさせていただきます。きょう結論を出すものではありませんので、そういうことで意見集約ができたことをありがたく思っています。公明党さんについては一応バツ、現状のままでしたが、原見委員から議論の余地はあるということで継続になっておりますが、いかがでしょうか。

○大光 巖君 現状では余りメリットというものが見出せないような気がするので、もう少し議論が必要かなと。要検討です。

○委員長（小久保重孝） その要検討は、まだこの後何度か議論する中で可能性があるということでしょうか、それともまた仕切り直しをしてという状況なのでしょうか。

○大光 巖君 基本的には現状のままでいいという思いですけれども、状況を見てもう少しメリットの部分の部分を精査してみて、よければ変わり得るかなと。ですから、もう少し要検討ということでございます。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん、市民21、何か特段発言ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、2番についてはこれで終わりにさせていただきますが、ちょっと一歩進んだかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、(3)の副議長の一般質問の自粛の削除でございます。これも新政クラブさん、そして市民21については削除すべきということで進んできておまして、市民クラブさんは保留ということでございますが、これについてはいかがだったでしょうか。

○委員（阿部正明） この件につきましては、現状のままということになってございます。前回もお話ししたとおりでございます。また……細かく言ったほうがいいのかね。

○委員長（小久保重孝） そうですね。今全部言わなくてもいいですが。

○委員（阿部正明） 前回、議運のほうだったと思うのですが、各市町村の議長、副議長、監査についての資料をいただきましたけれども、この資料を見させていただいた中でも1市町村のみで副議長も一般質問をしていると。あとほかにつきましては、やはり副議長という三役の立場を重んじて一般質問を自粛しているというところの点から、やはり我々もこれは自粛すべきでないのかなという意見もございます。もう一点は、議長諮問の中で副議長は議長に事故があるとき、また欠けたとき議長の職務を行うものとして議会の選挙により選出された議員（地方自治法106条第1項）であり、換言すれば議長に事故がないときは一般の議員と同じ地位にあるという文言が載っていますけれども、同じ地位であるのであればすべて一般の議員と同じなのか、だれが見ても同じではないように思えるし、そういった中で副議長としての行政、市民、議員に対する責任を重んじる職務であるべきというようなことであります。そういった点から見ても副議長の一般質問をするという諮問に対しまして、今の現状のままでよいという意見でございます。

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。公明党さんは、何か変わっておりますか。

○大光 巖君 変わりないです。現状のままです。

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それで、冒頭ちょっと申し上げましたが、今市民クラブさんから会派内でのいろんな意見の集約のお話がありました。それで、どうしても議長にかわる存在として副議長のその立場というのは非常に重いと、一般の議員とは違うのだというところが非常に強かったと思います。ただ、冒頭申し上げたように副議長がその年々で、時々でかわる、その副議長が質問をすることをしたいといったときにそれができないという状況をどう考えるかという点では、改めてきょうこの際それぞれで確認をしていただくということにはなりません、次回に向けてぜひ副議長のそのできないという状況をどう解消できるかと。どうしてもそれはできないのだということで、重い職を代行する役があるのは副議長だけだという判断なのか、それぞれの議員さんが副議長になったときのことを想像しながら、ぜひもう一度ご検討をいただきたいなと思っております。内容についてはわかりましたので、あと新政クラブさん、市民21さんから何かあとほかに意見、また他の会派について何か考えがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（小泉勇一） 特別ありません。結局これもその議会、その議会の考え方なのですよね。副議長でも一般質問も、あるいはほかの質問もやっている議会もありますし、やはりやっていない議会もあることは事実ですから、これも考え方の問題で、この件についてはこれをどうするというわけにもいかないことだと思いますけれども。

○委員長（小久保重孝） よろしいでしょうか。国本委員、いいですか。

○委員（国本一夫） いいです。

○委員長（小久保重孝） それでは、今小泉委員からもそれぞれの会派の考え方という、議員の考え方、また議会の考え方だというお話もございました。これももちろん強制するものではないのです。ただ、議長から再三申し上げているように少しでも何か現状より変えていくという中で、それぞれで考えていただくというきっかけになっていただけたらなと思っております。ですから、先ほど冒頭申し上げましたように副議長がどなたかなったときに、その方がやりたいといったときにやれないという状況をどう考えるかというのも、それはもうできないということで受けるものということになるのか、再度会派でこの点に絞ってもしご検討いただけたらありがたいなと思っております。これもとりあえずこの程度にさせていただきます。

4点目でございます。常任委員会の月例化についてであります。これについては、3会派が取り入れるべきということの方向性が示されています。そして、公明党会派からは現状のままでいいのではないかと、特に年間計画の中で招集できるので、必要に応じて委員会を行うべきではないかという話もございました。改めて公明党会派さんからそのことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○大光 巖君 これについては意味がわからない、まず。だから、毎月やるのであれば事前に計画を立ててやればいい話であって、わざわざ月例化する必要は何もないということです。

○委員長（小久保重孝） 意味がわからないというお話がありましたが、ちょっと説明が足りな

ったところもあるのかもしれませんが、何度も実はこれに関してはお話もさせていただいております。月例化をすることによって、招集ということではなくて必ず議会で毎月何かしらの委員会を開催をすると。付託されたいわゆる案、委員会の議案だけではなくて、また所管の調査だけではなくて、さらにはこういう月例化をすることによって先々の問題まで含めて議会として政策提案もできるのではないかというその意味合いもあったと思っております。これも他の自治体議会で取り入れているところもございますし、これも先進事例として受けとめられていて、今公明党会派さんからも出てきているように年間計画の中でそれは消化できるのではないかということを一歩進める形でできないかというところの提案でございますので、改めてこの中身についてもう少しお考えをいただけたらというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○大光 巖君 基本は現状のままです。委員長から今説明ありましたが、説得力がないなと思っております。ですから、何も現状のままがいいという考えです。

○委員（小泉勇一） 先ほど北海道市議会議長会の道南支部の会合もあったやに新聞報道されましたけれども、北海道で例えば常任委員会を毎月決めてやっているという事例はどの程度あるのですか。

○委員長（小久保重孝） 今ちょっとご提案いただきましたので、それについては調べさせていただいて、改めて皆様に提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。

今大光委員からも説得力がないというお話もございましたので、改めて議長とも相談しながら、この出されている背景、提案理由についてはお配りをしているとおりのことで、当然精読されていると思いますが、改めて月例化することによってどういうことが変わるのか、具体例を含めてまた提出をさせていただくということで、少し理解の足しにさせていただけたらなどと思っております。あと市民クラブさん、新政クラブさん、市民21の3会派については、これについてはよろしいですか、このまんまで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、一応4点目については今資料をそろえた中で改めて議論させていただくようにいたします。

最後、5点目でございます。委員会の行政視察の隔年制の廃止についてでございます。これについては、新政クラブ、市民21、公明党さんは廃止すべきということでマルがついております。また、市民クラブさんからは現状のままがいいのではないかとございまして。改めて市民クラブさん、これについていかがだったでしょうか。

○委員（阿部正明） これも前回お話ししたとおり、現状のとおりでよいということで一致しております。それにつきましては、2年で委員会の視察が1回と会派の視察でよいということなのですが、この視察を一般または行政に反映できるよう、まだまだ努力が足りないのではないかと、また市民に理解してもらえるように今のままで努力をするということでございまして。もう一点は、財政的にも幾らよくなったとはいえ、現状的には大変だと思うと、お金がかかるので現状のままでよい、その予算がとれるのであれば別のほうへ回すべきではないのかという意見でありました。

以上です。

○委員長（小久保重孝） それでは、今市民クラブさんからお話のあったように前回と同様ということの中で改めて説明をいただきました。お金がかかるという点は、ほかの会派からも出ておりまして、議会として決定をしても当然予算の関係でこれは却下ということにもなりますので、もちろんここで決めたからすべて決まるということではないのは前提でございますが、そのほかにも今言ったような理由があるということでした。ほかに何かこれについてご意見があれば。

○大光 巖君 この行政視察に関しては、私どもは財政的に許せばいいのではないかというふうに思っています。それは、やっぱり百聞は一見にしかずという言葉があるように、やはり行政視察の重要性というものは私も今まで視察をして、それをもとに質問をして形にしたものというのはたくさんあります。ですから、井の中のカワズではありませんが、やっぱり見てそれを参考にすることは非常に大事なことでありますし、旅行だというふうにとられることを後ろめたさと感じているのであればそれは大きな間違いであって、私は大いにこれは予算が許すのであれば視察をするべきだというふうに思っています。それで、では個人でこれ自分の金で視察したときに、自治法か何かに載っているというふうに言うのですが、贈与税に当たるというか、そういうふう聞いていますので、ちょっとこの辺……贈与税というのでないな。支出でやるのが市民に還元するというか、そういうふうにして供与というかな。そういうようなのがあるみたいなので、それをちょっと調べてもらいたいなというふうに思います。ですから、その辺を財政的に許すのであれば何も憶して市民の目を気にして行政視察を、もともとはこれ毎年行われていたことですから、財政的に厳しいということで2年に1回にしているわけですから、この辺は私としては再考をお願いしたいなと思っています。

○委員長（小久保重孝） ほかに意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） 今大光委員からご提案のあった件に関して、供与というお話がございました。ちょっとその辺については事務局で調べて、また改めて皆様に資料を配付するようにいたします。ちょっとどういう点でひっかかる点があるのかはございますが、ちょっと確認をいたしますので、それは次回以降ということで、そのほかについて何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、一応今の（5）まで皆さんの意見、また不足している点など確認ができましたので、次回以降で議論をしていきます。

あと、もう一点、一応この5つの案件に関して決定をどこかでしなければならぬのであります。この決定の仕方について、一応皆さん各会派確認をしておいていただきたいと思っております。今私委員長、また副委員長、そして先ほど議長、副議長と打ち合わせを持つ中では、まずこれは全会派一致というのはちょっと難しい中で、例えば意見書案の取り扱いと同じように3分の2というような数字の中で決定をしていくということが一つのやり方ではないかということでした。これも当然賛否があろうかと思えます。現状でももうマル・バツが大体はつきりしてきておりますので、そういう中でそうした結論の出し方というものがどのようにお考えになるか、これも各会派

持ち帰りをさせていただく中で議論をしていただきたいなと思っております。これも当然決めていかなければならないことなので、決められないという中では諮問にもなりませんので、ぜひこれはしっかりとした方向性というものを皆さんに示していただきたいなというふうに思っております。

それでは、全体を通してよろしいですか。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） よろしければ、あと議会中継のほうにちょっと移りたいと思います。

それでは、あと議会中継システムに関しては、前回改めて提案ということでお話をさせていただいております。もう既に各会派で議論もなされているかもしれませんが、現状で事務局でその数字的なもの、かかる費用について改めて事業者などを介して今集めておりますので、それがちょっと整いましたらまた皆様に配付するということと、あと前回申し上げたと思うのですが、近隣の自治体で導入しているところについて、これはやっぱり百聞は一見にしかずというお話も先ほどございましたが、見に行く必要性もあるのではないかとということでございますので、ちょっとその辺も計画を立てて、それを皆さんに見ていただきながら議論をしていくという、そんなスケジュールで進めてまいりたいと思っておりますので、これも時間がございませんが、9月の先ほど決まりました決算の委員会の後ぐらいまでには何とか皆さんに議論の機会を設けていただきたいなと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。これについて議会中継、改めて何かご発言があれば求めたいと思いますが、いかがですか。

○大光 巖君 この議会中継システムというのは継続になっていますけれども、これは改選後立ち上げて審議されて継続ということになっているのですか。この辺ちょっと説明聞いていなかったものですか。

○庶務課長（佐藤之宣） ただいまの件ですけれども、改選前の委員会で改選後中継システムを含めて新たなメンバーで、構成委員で検討していくというようなことで改選前の議会運営委員会のほうを終わっております。それを受けまして、その後新たな議長から、館市議長のときに議会運営委員会のほうに議会中継システム、これは音響システムを含めたものですが、その部分について諮問をしているところでございます。その部分について、今年度音響システムの部分については予算化されておりますので、まだ残っております議会中継システムについて今後導入していくかということも含めての検討をしていくというものでございます。

○大光 巖君 今の説明でありますと、改選前からのが生きているという説明ですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大光 巖君 ということかい。

〔「改めてです」と呼ぶ者あり〕

○大光 巖君 改めて。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大光 巖君 ちょっと待つて。ちょっとその辺の整理。

○委員長（小久保重孝） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時19分）

開 議 （午後 2時21分）

○委員長（小久保重孝） 再開いたします。

それでは、今の議会中継システムに関しては継続か否かというお話もございましたが、これは何度も申し上げるのもあれなので簡単に申し上げれば、前議会までは一定の結論が出ていたものでありますけれども、その一定の結論の中でしかるべき時期にまた改めて検討するというこの中で新しい改選期を迎えて、そして新しい議長のもとでまた改めて諮問されたということの理解で今ございますので、どうぞそういう中で新しい議員さんも加わったわけでありますから、新しい議員さんも加えて皆さん会派で議論をしていただきたいと思います。その議論の参考にしていただくために、先ほど申し上げたようにかかる費用のことやそのシステム、具体的な内容について皆さんに見ていただいて、そして議論をしていくということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

あとよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、これについてはまた改めてということで、8月中旬に議運以外でまた日程、きょう決める次回の日程以外にもし機会があれば招集をさせていただくかもしれませんが、どうぞこれも時間が余りない中で皆さんに何度も集まっていたいただくのも恐縮なのですが、何とか成案を得たいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第3、次回の委員会開催日程についてでございます。8月21日火曜日を予定をしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。特に先ほどから申し上げております議長諮問の案件、5案件のうち幾つか持ち帰っていただく件がございましたので、それについては改めて皆さんで議論をしてきてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） 8月21日は午前中に広域が入っているということなので、1時半ということで時間のほうも一応書いておいていただきたいと思いますというふうに思います。

では、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時24分）